

船 保 育 第 1 3 8 3 号
平 成 1 8 年 1 0 月 2 7 日

船 橋 市 監 査 委 員 様

船橋市長 藤 代 孝 七

平成 1 7 年度包括外部監査結果に係る措置について（通知）

平成 1 8 年 2 月 2 3 日付けで包括外部監査人より提出された平成 1 7 年度包括外部監査に係る監査結果報告書に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 の規定に基づき通知します。

記

所管課	番号	区分	事 項	措置状況
保育課	8-(2)-	意見	保育料の納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	平成 1 8 年 9 月、「滞納整理事務マニュアル」を作成した。